

PTAのしおり

Let's enjoy PTA



二小に通う全ての児童の “小学校時代” を応援します

～子どもたちの豊かな成長を願って～

PTA(保護者と教員の会)は、子どもたちのすこやかな成長と幸せを目指して、保護者と教員がお互いに学び合い、協力し、大人として何をすればいいのかを考える場として組織されています。

PTAの“P”はParent、“T”はTeacher、“A”はAssociation(会)をあらわし、アメリカのアリス・パーニー氏の提唱によって、1897年(明治30年)に始められた運動です。日本には、1946年(昭和21年)に紹介され、全国PTAの結成が始まりました。PTAは、その学校に在籍する児童の保護者と教員が会員になっています。

みなさん、「PTA」と聞いてどのようなイメージをお持ちでしょうか。

無駄な会議が多い

仕事との両立が難しい 時間が取れない

どんなことをしているか分からない

などでしょうか。

二小PTAでは、子どもたちのために保護者と教員が助け合い、地域とも連携し、子どもたちが安心、安全に学校生活を過ごせるように登下校を見守ったり、保護者間の交流を図ったりと大切な活動を行っています。誰でも楽しく活動できることを目標に、できるだけ保護者の負担にならないように作業の簡素化などの取り組みもを行っています。ぜひ、PTA活動にご参加いただき、二小PTAと一緒に盛り上げていただけませんか。

学級PTA

学級PTAは、地区PTAと並んでPTAの基礎となる大切な集まりです。

◎学級会

学級単位で保護者と教員で構成し、学級内でのいろいろな問題や悩みなどを、みんなで話し合ったり、勉強し合ったりするために開かれます。

◎学年会

学級委員を中心に、学年の担任の教員が出席し、学年共通の問題を話し合うために開かれます。

◎各学級・学年活動

学級委員を中心に、他「クラス代表」が補佐し、保護者が協力して行います。

(※クラス代表選出については、P4を参照してください)

※各学級活動を行いやすくするために「学級活動奨励費」として、PTA運営費の中から予算が出ています。

同学年の各学級活動奨励費を合算して、学年活動をすることもできます。

また、6学年は「卒業対策奨励費」として予算があります。

6学年の学年会は、卒業対策の企画内容やその会計について運営委員会に報告します。

地区PTA

地区PTAも学級PTAと同様PTAの基礎となる大切な集まりです。

二小の学区は、天神2・学園1・仲町1の4ブロックに分かれていて、各ブロックはさらに班に分かれています。PTA会員は、住んでいる地域及び通学路を基本とした班にそれぞれ所属します。

各班では、班長を中心に、交通安全や子どもをとりまく環境などについて話し合うために「班会」を開きます。

PTA会費

PTAは、会員のみなさんからお預かりした会費によって運営しています。

会費は現在、1世帯月額150円で、年度初めに一括前納をお願いしています。

※ 会費とは別にPTA保険料を徴収しています。保険料は毎年変動する場合があります。

PTA保険とは、PTA活動中の事故に対する保険であり、全会員が年間を通じ適用されます。

◎会費はおもに運営費として次のように使われます。

- ・ 学級活動、各委員会活動、クラブ活動、その他PTAに関するさまざまな活動費
- ・ 学年行事や文化行事、その他PTA主催のさまざまな行事費
- ・ 印刷機購入・修理のための積立金
- ・ PTAの備品費、消耗品費
- ・ 会議費
- ・ 「小平市立小学校PTA連合会(小P連)」加盟の分担金
- ・ 慶弔費

| | |
|---|-----------------------------------|
| { | 慶費にはPTAに關係する組織や団体への祝電や祝い金などを含む |
| | 弔費にはPTAに属する又は關係するものの不幸に際する香典などを含む |
- ・ その他、運営上必要と認められる費用

◎事業収入があった場合は、特別会計に計上します。

例 : 印刷機購入のためのバザーをした場合など

◎PTAの予算は、原則として次の順序で決められます。

- ①会長は基本方針を説明し、運営委員会で話し合う
- ②各委員会・クラブで話し合い、予算要求書を会計へ提出する
- ③会計は予算要求書をもとに原案を作り、予算編成委員会へ提出する
- ④予算編成委員会(役員・常置正副委員長・クラブの代表者で編成)は原案を検討し、運営委員会へ提出する
- ⑤運営委員会はさらに原案を検討し、承認されたものを予算案として総会に提出する
- ⑥予算案は総会で審議・承認されたものが、予算となる

会費を有効に使うためには、普段からこうして使ったらよいと思われることを、学級会などで話し合われることが望ましく、そうすることによって会員の意思が予算編成に生かされることになります。

※PTAの経理が正しく行われているかどうか、会計監査委員(2名)が監査します。

二小PTA組織

◎会員・・・・・・・・二小に在籍する児童の保護者と教員です。

学級PTA(〇年〇組)と地区PTA(〇ブロック〇班)に所属します。

◎運営・・・・・・・・PTAの会則(規約・細則)に基づき運営しています。

規約は、PTAを組織し、活動していくための基本事項を定めたものです。

また、さらに具体的な運営については細則で定めています。

会議

[1] 総会

最高の決議機関で、全会員が出席します。(やむをえず欠席する場合は、委任状を提出します)

定期総会では、前年度の活動や決算を承認したり、これから1年間のPTA活動や予算を審議、決定したり、時には規約の改正も行います。

定期総会は、年度の始めに開きます。臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があったときに開きます。いずれの場合も会長が招集します。

総会開催前には議案書が配布され、開催後は報告書が配布されますので、出席する人も欠席する人もよく読んでおいてください。

[2] 運営委員会

総会に次ぐ決議機関で、会長が招集し、開かれます。

各常置委員会・クラブから選ばれた人と役員が出席し、活動計画やその他重要事項(予算についての討議、委員会の設置や解散など)、緊急事項について審議決定します。

運営の動きは「運営委員会だより」を作成・発行して、全会員に知らせます。

[3] 役員会

会長または役員が必要と認めたとき開かれる会議で、役員(会長・副会長・会計・書記)が出席します。

ここでは総会に提出する議案を立案し、日程を調整します。

また、運営委員会に関する全ての事項についての原案を作ったり、その日程を調整したり、緊急事項の検討をします。

委員会

※地区委員会以外の委員会には、各クラスから選ばれた「クラス代表」が所属し、委員会活動を行います。

[1] 常置委員会

P T Aの活動について必要なことがらを調査し、実際に行っていくために置かれています。

現在、学級・地区・広報・ベルマーク（令和6年度廃止予定）・文化委員会があります。

(1) 学級委員会

各学級会や各学年会で出された問題や活動状況について、情報および意見の交換を行うとともに、担当の教員と連絡を取り合って児童の教育環境などについて話し合い、保護者に必要なことがらを伝えます。また、教員と保護者が親睦を深め、語り合える場を企画します。Web ベルマークの普及に努めます。

学級委員は、小P連の部門別交流会や研修会に参加します。

(2) 地区委員会

二小区域は、天神2・学園1・仲町1の4ブロックに分かれ、さらに班に分かれています。

委員会は、各班の班長で構成されます。

委員会は、児童の校外生活の安全をはかることを目的に開かれ、交通安全指導などを実施します。

地区委員は、地域の活動に参加・協力し、小P連の部門別交流会や研修会に参加します。

(3) 広報委員会

P T Aの会報「ひまわり」を作成・発行します。会報では、P T A活動を全会員に知らせます。また、P T Aの行事を記録するために取材することもあります。

(4) ベルマーク委員会（令和6年度廃止予定）

ベルマークを集め、その点数を分類・集計し、ベルマーク財団に発送して備品などと交換します。

ベルマーク委員は、小P連の部門別交流会に参加し、ベルマーク運動説明会にも参加します。

※Web ベルマークへの移行に伴い現在休会中。活動は学級委員会が兼任しています。

(5) 文化委員会

児童や会員を対象とした講演会や学習会、演奏会などを企画します。

[2] 選考委員会

次年度の本部役員と会計監査委員を選出するために置きます。また、経歴点数等の管理も行います。

選考委員は、小P連の部門別交流会や研修会に参加します。

クラブ

会員同士の親睦をはかり、会員の趣味と教養を深めるための活動です。

卓球クラブ（休部中）、バレーボールクラブ（休部中）がありますが、会員が目的にそった希望する活動があれば、運営委員会の審議を経て発足することができます。

役員・委員の選び方

[1] 役員

二小PTAの役員は、次の通りです。

| | | | | | | | | | | | |
|---|-----|---|---|---|---|-----|---|----|----|---|---|
| 〔 | 会長 | ・ | ・ | ・ | ・ | 保護者 | 1 | 名 | | | |
| | 副会長 | ・ | ・ | ・ | ・ | 保護者 | 2 | 名、 | 教員 | 1 | 名 |
| | 書記 | ・ | ・ | ・ | ・ | 保護者 | 4 | 名、 | 教員 | 1 | 名 |
| | 会計 | ・ | ・ | ・ | ・ | 保護者 | 3 | 名、 | 教員 | 1 | 名 |

※ただし、人数や仕事の内容（小P連事務局の補佐など）を運営委員会の審議の上で変更することもできます。

また、役員会として、各委員会などの活動の推進をはかり、学校との連絡、小P連や地域の活動に協力するなど、渉外関係の仕事も行います。

役員は、その年度の運営委員会で定めた期日までに届けられた、候補者(立候補・推薦)の中から選出します。

※推薦には、各クラスからの推薦なども含まれます。

選考委員会は、全会員に候補者を知らせます。候補者は、互選会で役職を決め、選考委員会がその結果を全会員に報告し、承認を求めます。

[2] 会計監査委員

役員と同じ方法で、2名選出します。

※前年度の会計が会計監査に立候補することを通例としています。

[3] 委員

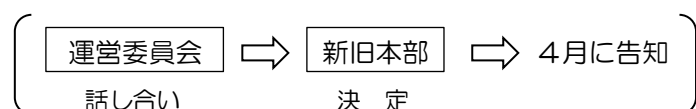
委員は、次の手順で学級PTAおよび地区PTAから、それぞれ選出します。

◎学級PTA

①各学級では、「クラス代表」を2名以上選出します。立候補者がいない場合はPTA 優遇措置制度により経歴点数を基準に選出します。詳しくは「優遇措置一覧/PTA 優遇措置制度に関するQ&A」をご確認ください。

※クラス代表を中心に、各学級・学年の保護者が協力して、学級活動や学年活動を行います。

※クラス代表の人数は、年度により異なるので前年度運営委員会で話し合います。



②クラス代表になった人は、地区委員会以外の各常置委員会・選考委員会にそれぞれ所属します。

各委員会の委員数は次の通りですが、クラス数の増減等の理由により年度によって多少の変動があります。

- ・学級委員・・・・・・全学年の各クラスに1名程度、若草学級に2名
- ・広報委員・・・・・・全学年より計5名程度
- ・パルーク委員・・・・・・全学年より計3～10名程度 ※令和6年度廃止予定
- ・文化委員・・・・・・全学年より計5名程度
- ・選考委員・・・・・・1～5年の各学年に1名ずつ

③各委員会は、正副委員長1名ずつを互選します。

④任期中に転出その他の理由により委員の退任を希望する場合は、PTA本部・クラス代表・その所属委員会とで後任が必要かどうかを十分に話し合い、必要だと判断された場合には、欠員が出たクラス内で保護者に文書を配り後任を募ります。運営委員会にて後任に承認された者は、任期の長さに関係なく、経歴扱いとします。

◎地区PTA

- ①各班から班長を1名ずつ選出します。
- ②班長の中から、正副委員長1名ずつと、各ブロック長1名ずつ互選します。

※各常置委員会には教員がそれぞれ1名ずつ、委員として加わります。

※選考委員会には教員が2名、委員として加わります。

その他の会とのつながり

[1] 二小学校経営協議会(CS)

地域、保護者、教職員で構成され、学校の運営や教育について協議、承認が行われる組織です。それぞれの立場で力を合わせて子どもたちの成長を見守りながら、地域とともにある学校づくりを推進するために設けられています。

- [活動]
- ・学校支援プロジェクト
 - ・地域・家庭支援プロジェクト
 - ・安全対策プロジェクト
 - ・周年プロジェクト

[2] 小平市立小学校PTA連合会(小P連)

小平市の市立小学校のPTAが集まって連絡協議する場として設けられています。

現在、11校(一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一)が加盟しています。ここでは、各校PTAの情報交換を行ったり、共通の悩みなどについて話し合い、解決に努めたりします。

- [活動]
- ・講演会、研修会
 - ・部門別交流会・・・各委員会などの情報交換
 - ・球技大会(バレーボール・卓球)
 - ・理事会・・・各校の会長・副会長・校長・副校長が出席
 - ・会長交流会、会計交流会、学級委員交流会、地区委員交流会、選考委員交流会

[3] 青少年対策二小地区委員会(二小青少対)

青少対は、小平市の小学校区に、それぞれあります。

商店会、自治会、子ども会の世話人、保護司、青少年委員、民生委員、学校、PTA、その他地域の有志が、青少対の会議で地域の問題などを話し合い、青少年の健全育成を目指します。

◎青少対は、次のような事業を行います。

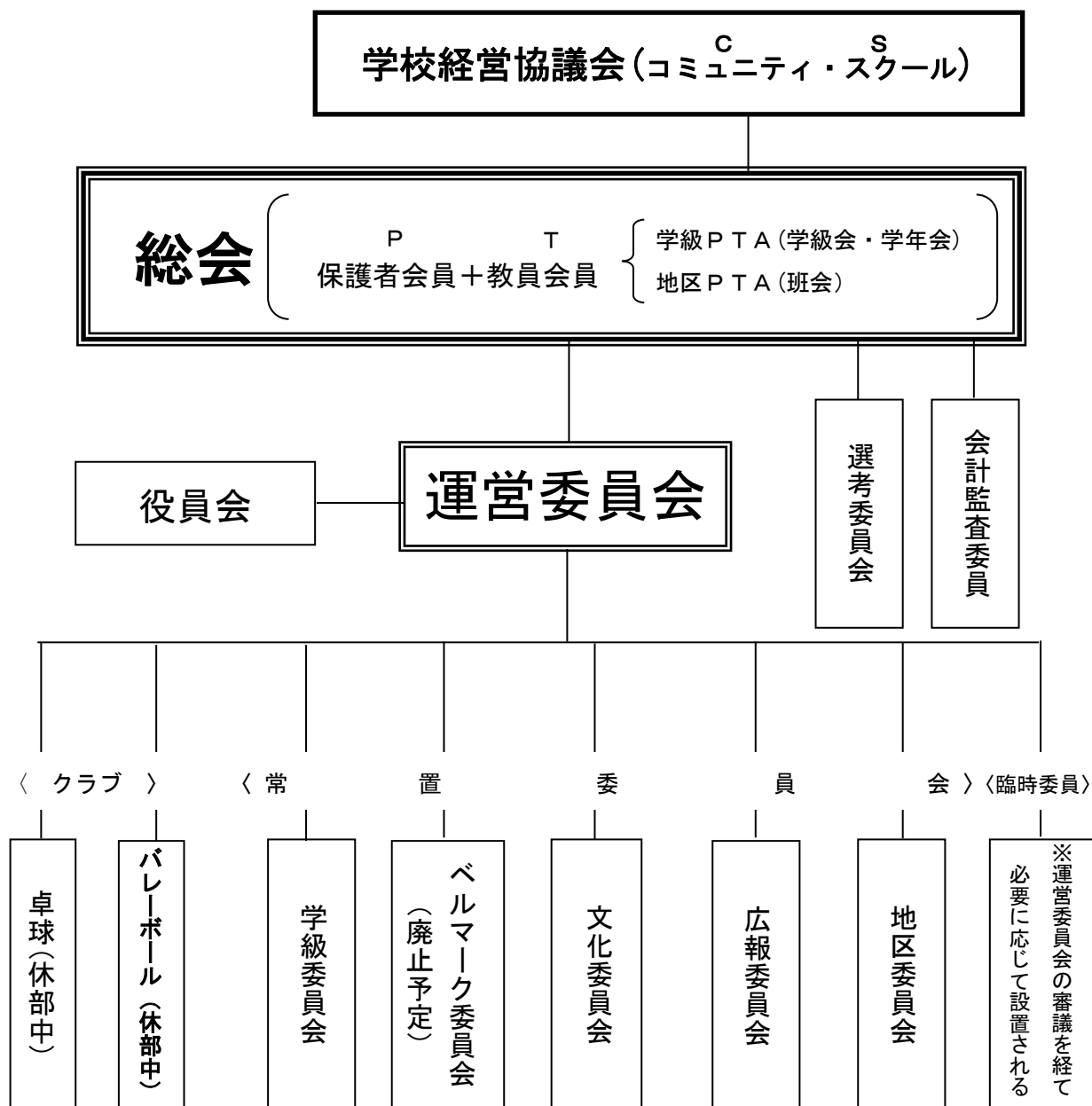
- ・青少年をめぐる社会環境の浄化に関すること
- ・校外生活指導、青少年の余暇の善導に関すること
- ・家庭教育の振興に関すること
- ・その他、青少年の健全な育成のために必要と認めること

※青少対常任協力者は、クラス代表と同じ経歴扱いとします。

※青少対はP T A室の印刷機を使用しています。

P T A本部の会計が本部・委員会・青少対の印刷枚数を集計し、当年度インク・マスター代としてP T Aが支払った額に対して、青少対が使用した分の割合の金額を、また修理が発生した年度はそのかかった修理費の1割の金額を、印刷機使用代として次年度P T A本部に納めていただきます。

【PTAの運営組織図】



PTAのしおり、PTA規約、PTA優遇措置制度に関する資料や、PTAに関する最新の情報は二小ホームページで公開しています。PTAの活動を是非チェックしてみてください。



<https://www.kodaira.ed.jp/02kodaira/>